

山口市上下水道事業電子入札実施要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が山口市電子入札システムを使用して発注する場合の事務取扱については、山口市電子入札実施要領（以下「要領」という。）の例による。この場合において、同要領中「山口市競争入札参加者心得」とあるのは「山口市上下水道事業競争入札参加者心得」と、「市」又は「市長」とあるのは「管理者」と、「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」とあるのは「山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」と、「市職員」とあるのは「上下水道局職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年9月30日までに開札をする入札に係る要領第15条の紙入札での入札参加については、同条第2項を適用せず、理由にかかわらず紙入札での入札参加を認めるものとする。